

| 序言

このマニュアルは2部構成となっています。

犯罪や事故の未然防止を目的として基本的な事項を「II 防犯の手引き」としてまとめ、生命、身体、財産の安全に関する緊急事態発生時の行動指針を「III 緊急事態用対処マニュアル」と記しています。

皆様が海外生活を送る上での安全対策の一助となれば幸いです。

|| 防犯の手引き

トルクメニスタンは、交通事故統計や一般犯罪統計が公表されておらず、治安の実情を知ることが極めて困難な国です。アシガバット市内は清掃が行き届いており、穏やかな国民性も相まって体感治安は良好ですが、諸外国と同じように犯罪に巻き込まれる恐れがありますので、トルクメニスタンで生活される際には、以下の点にご注意ください。

1 具体的注意事項

(1) 住居(選び方·注意事項)

都市部では集合住宅が一般的ですが、隣接する建物や無防備な入口からの侵入への備 えを怠らないでください。

入居を決める前には、以下の点にご注意ください。

- (ア)必ず現物を見て入口の鍵、内鍵(門やチェーン・キーなど)が整備されているか。
- (イ)可能な限り建物入口に警備員が常駐していること。
- (ウ)非常事態時の避難経路が確保されているか。
- (工) 盗撮、盗聴機材が仕込まれている物件ではないか。
- (オ)金庫、セーフティーボックスは備え付けられているか。
- (2) 外出時
 - (ア)戸締まり、施錠を確認しているか。
 - (イ)一見して留守と分かる書き置きをドア等に張っていないか。
 - (ウ)不在時でも家人がいるかのように見せる工夫をしているか。
 - (エ) 多額の現金を持ち歩いていないか。
- (3) 生活
 - (ア)電話に関する注意
 - ・見知らぬ相手からの電話に対してこちらの番号を教えていないか。
 - ・不審電話及び脅迫電話に対する対応要領を家族間で確認しているか。
 - (イ)訪問者に対する注意
 - ・配達人や配達物に対する警戒は十分か。
 - ・見知らぬ訪問者に対し安易に玄関ドアを開けていないか。
 - (ウ)使用人に対する注意

- ・使用人の身元(パスポート、住所、電話番号)を確認しているか。
- ・家人不在時の緊急連絡先を使用人に知らせているか。
- ・各種個人情報等を使用人の目に触れるところに置いていないか。
- ・貴重品を放置する等、使用人に犯罪を誘発する環境を与えていないか。
- ・貴重品は確実に金庫など鍵の掛かる場所に収納し施錠しているか。
- (工)家族に対する注意
 - ・常に家族全員が直ちに連絡を取り合える体制になっているか。
 - ・子供の通学路の安全性は十分に確保されているか。
 - ・子供の外出に際しては十分に注意を払っているか。
- (才)自動車安全対策
 - ・ガードマン等に管理されている駐車場か。それ以外の場合は、極力明るく人通りの多い場所に駐車しているか。
 - ・貴重品は必ず携行しているか。車内に放置したままにしていないか。
 - ・事故や盗難に備えドライブレコーダーを設置しているか。

2 交通事情と事故対策

トルクメニスタンは、公共交通機関の発達が十分とはいえません。路線バスは運行が不定 期で、鉄道も本数が限定的であり、車両やタクシーが主な交通手段です。

当地のドライバーは総じて交通マナーが悪く、信号無視、急な車線変更、急停車、右左折 時の方向指示器の不点灯が多く、車両は整備不良車が多い現状です。万が一交通事故を起 こした場合には、当地の慣例に沿った不明確かつ煩雑な手続によって事後の対応を強いられ ることとなり、日本とは比較にならない膨大な時間を要することになるため、自動車を所有す る場合には自ら運転することは極力避け、信頼できる運転手を雇用することをお勧めします。

また、歩行者優先という決まりがないため、道路を横断する際にも十分な注意が必要で す。

道路を渡る際には必ず横断歩道、歩道橋や地下道を利用して下さい。

また郊外の道路事情は悪く、道路陥没している場所や街路灯、標識、車道外側線も少ない ところがあります。特に夜間は視界が著しく悪化する場所もあるので走行には十分な注意が 必要です。

- (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書等は必ず携行し、交通規則を遵守してください。
- (2) 当国においても任意保険はあるものの、その保障額は十分なものではありませんので、 日本で交通事故も補償する保険に加入しておくことをお勧めします。
- (3) 万一車を盗まれたら、直ちに車両番号、形式、塗色、場所等を警察に通報して下さい。
- (4) 交通事故の当事者となった場合は、車は移動させずにそのままの状態にして、負傷者の 救護措置を行い、警察へ通報して下さい。

3 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

トルクメニスタン国内ではテロの発生は確認されておりませんが、近年他国において日本 人が被害者となるテロ事件が散発しています。世界の様々な地域でイスラム過激派組織の 主張に影響を受けた者による単独犯によるテロが発生していることからも、テロを含む様々 な事件の被害に遭う可能性が無いとはいえません。

テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、以下の点に注意しましょう。

(ア)新聞、テレビ、インターネット等で周辺国を含む治安情勢の情報入手に努める。

(イ)爆弾テロに遭遇した場合は、窓から離れ、爆風によるガラス破片が降りかからない壁際の机の下などに隠れ、周囲の状況を確認した上で避難する。

- (ウ)銃声がした場合はすぐ地面に伏せ、周囲の状況を確認した上で低い姿勢で移動し遮蔽 物などに身を隠す。
- (2) 爆発物対策

不審物はむやみに触れず、すぐに建物管理者や警察に通報する。不審物が爆発した時の 場合に備えて遮蔽物を確保しておくとともに、安全な場所に避難する。

4 私生活上の注意

(1) 飲酒について

トルクメニスタンではイスラム教が普及していますが、それほど厳格ではなく、一部レスト ラン等での飲酒は可能です。しかし、酒類の持込み、購入及び飲酒に関する様々な制約が ありますのでご注意ください。

公園や路上等の公共の場所に加え、空港、駅等の公共交通施設内、マンションの共同スペースや入り口、階段やその踊り場などでの飲酒は禁止です。

(2) 喫煙について

喫煙は、一部のレストラン等で可能ですが、公共の場所での喫煙は迷惑・違反行為として警察の取締りの対象となる可能性もありますのでご注意ください。

(3) 写真撮影について

政府、警察、軍関係の施設やバザールでは写真撮影が禁止されています。また、これら以 外にも撮影が禁止されている場所や対象がありますので、官憲及び私服警察官から注意を 受けたときは、撮影した写真を削除するなど、指示に従ってください。

(4) 交通規制について

政府の大規模行事に伴い、事前予告なく長時間大規模な交通規制が行われる場合があります。また、政府及び外国要人が通行する場合には、たびたび交通規制が行われ、大幅な 迂回を強いられるなど、通常よりも移動に時間がかかる場合もあります。

(5) 医療について

トルクメニスタンでは、日本と同水準の医療サービスは受けられません。長期滞在を予定 されている方は、事前の健康診断を含め、歯科治療や既往症の治療ならびに常備薬を十分 に持参してください。

(6) 感染症(新型コロナウイルスなど)流行時の行動について

2020年9月7日、トルクメニスタン刑法が改正され、「流行性ないしパンデミックの様相を 呈していると認められる危険な感染症に対する治療からの故意の忌避、他人をこの疾患に 罹患する危険に意図的にさらす場合、2年以下の懲役刑に処す」と規定が厳格化されまし た。感染症流行時の行動は十分気を付けてください。

- 5 緊急連絡先
- (1) 日本大使館

電話:47 70 81 または 47 70 82

FAX:47 70 83

- (ア)開館日時は祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時15分から午後6時までです。
- (イ)時間外、休館日に日本人の人命に関わるような緊急事態が発生した場合は、領事担当(+993 65 71 20 37)まで御連絡下さい。
- (2)消 防:01
- (3) 警察:02
- (4) 救 急:03
- (5) ガス漏れ:04
- (6) 交通事故:38-81-84
- Ⅲ 緊急事態対処マニュアル
 - 1 平素の準備と心構え

緊急事態に際して皆様が取り得る対策としては、「外出を控える」、「会社等の指示に従い帰国する」、「当館に避難する」、「チャーター機等で国外脱出する」等の段階がありますが、いざという時に適切な行動がとれるよう、緊急事態に備えた以下の準備をしておくことが大切です。

- 当館に在留届を提出し、当国を離れる場合には、当館に日程を連絡する。(電子システムにより在留届を提出された場合は、このシステムにより変更届の提出が可能) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html
- (2) 緊急事態発生時の安否確認及び緊急退避のための連絡を当館から行うため、住 所や電話番号等を変更した場合は当館に速やかに連絡する。
- (3) 普段より緊急時の連絡先(当館、警察、会社、家族、友人)の連絡先を携帯電話に登録 しておくとともに、電源が切れた時を想定し紙媒体のメモも保管しておく。
- (4) 緊急事態の発生が予想される場合は、旅券、現金、貴重品とともに数日分の衣類や非

常食をすぐに持ち出せるよう、荷物をひとつにまとめておく。

- (5) 緊急事態が発生した場合、食糧、飲料水、医薬品が不足することがあるので、日頃から 非常用物資の備蓄に心掛ける。
- (6) 通信が途絶することを前提に、家族・職場で予め非常事態発生時の集合場所を決めて おく。
- (7)外務省HPから「たびレジ」の登録をして、安全情報のタイムリーな入手に努める。 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

2 緊急時の行動

身近でテロや銃撃戦等が発生した時は、生命・身体の安全を第一に考え、可能な限り直ち に現場から離れ、自宅やホテルなど安全な場所へ避難してください。その上で当館に連絡を 取り、被害の有無、現在の状況を伝え、避難等に関する指示を受けてください。家族や知人 等が事件や事故に遭遇した場合にも、直ちに当館に連絡を取り、対応を相談してください。

- (1) 当館が発する情報の入手に努め、流言に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることなく 冷静に行動する。
- (2) 職場、家庭等で得た情報は当館と共有し、情報の真偽を確認する。
- (3) 緊急事態が発生し、自力で帰国等する場合は、必ず当館に連絡する。
- (4) 自力での国外脱出が不可能な場合には、当館へ避難する。
- (5) 大規模な地震等が発生し、当館の所在する「パイタクト・ビル」が使用できなくなった場合には、状況に応じ使用可能な施設に対策本部を設置する方針であることから、当館の最新情報を確認する。
- 3 緊急事態に備えてのチェックリスト
- (1) 旅券

旅券の最終頁の「所持人記載欄」は、漏れなく記載しておいてください。下段に血液型を 記入しておくと良いでしょう。また、当国における滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態 にしておいてください。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらの物は旅券同様に直ぐに持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全 員が 10 日間程度生活でき、近隣諸国へ避難するための航空チケットを購入できる程度の 外貨 (米ドル) 及び当座必要な現地通貨をあらかじめ用意しておくことをお勧めします。

(3) 携帯電話

非常時に使用できるかどうかは分かりませんが、使用できる場合に非常に重要な通信手 段となります。また、一時的に使用できなくても、時間が経てば使用できる事もありますの で必ず携行してください。

なお、国外に脱出した場合に備えて、手持ちの携帯電話を国際ローミング出来るようにし

ておくと安心です。

- 4 緊急時に役立つロシア語
 - (1)助けを求める表現
 - (ア)助けて!
 - Помогите!
 - パマギーチェ!
 - (イ) 危ない!
 - Осторожно!/Опасно!
 - アスタロージナ!/アパースナ!
 - (ウ)警察を呼んで下さい!
 - Вызовите полицию!
 - ヴィザヴィーチェ・パリーツィユ!
 - (エ)火事だ!
 - Пожар!
 - パジャール!
 - (オ)消防車を呼んでください!
 - Вызовите пожарную машину!
 - ヴィザヴィーチェ・パジャールヌユ・マシーヌ!
 - (カ)救急車を呼んでください!
 - Вызовите машину скорой помощи! ヴィザヴィーチェ・マシーヌ・スコーライ・ポーマシ!
 - (キ)医者を呼んでください!
 - Вызовите врача!
 - ヴィザヴィーチェ・ヴラチャー!
 - (ク)急いで!
 - Скорее!/Быстрее!
 - スカレーイェ!/ブィストレーイェ
 - (ケ)気を付けて!
 - Осторожно!
 - アスタロージナ!
 - (コ)日本国大使館に電話してください。
 - Позвоните в Посольство Японии!
 - パズヴァニーチェ・フ・パソーリストヴァ・イポーニィ
 - (サ)私は日本人です。(女性)
 - Я японец(японка)
 - ヤー・イポーニェッツ(イポーンカ)

(2) 盗難に遭った時の表現

(ア)泥棒だ!

Bop!

ヴォール!

(イ)部屋に泥棒がいます。

Вор в квартире

ヴォール・フ・クヴァルチーレ

(ウ)強盗だ!

Грабёж!

グラビョーシュ!

(エ)彼(彼女)を捕まえてください!

Его(её) схватите!

イェヴォ(イェヨ)・スフヴァチーチェ